

(仮称) 王寺町議会基本条例 (案)

前文及び目的

◎前文

王寺町民から選ばれた議員により構成される王寺町議会（以下「議会」という。）は、二元代表制の特質を深く認識し、同じく王寺町民から選ばれた町長とよき緊張関係を保ちながら、地方自治の本旨の実現を目指すものである。

議会は町民の意思を代弁する合議制機関であることから、自らの創意工夫によって町民とともに考え、ともに行動し、奈良県西和地区の玄関としてふさわしいまちづくりを推進し、「人とまちが輝き、ともに創る豊かな和（やわらぎ）のふるさと」王寺町を目指す。

議会の公正性、透明性を確保することにより、町民に開かれた議会、町民参加を推進する議会を目指して、議会としてあるべき姿をここに定める。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会運営及び議員に係る基本事項等を定め、議会及び議員の活動により、王寺町の自立するゆたかなまちづくりを実現することを目的とする。

広議 第136号
平成25年6月21日

広陵町議会議員各位

広陵町議会議長会
議長 青木義勝

広陵町議会議員研修会の開催について

梅雨の候、貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、標記の件につきまして、下記のとおり研修会を開催いたしますので、公私
何かとご多用かと存じますが、多数ご出席いただきますようお願い申し上げます。

記

1 日 時 平成25年7月4日(木)
午後1時30分から2時間程度

2 場 所 広陵町役場 3階 大会議室

3 内 容 演題「議会基本条例制定に関するノウハウについて」
講師 全国町村議会議長会事務局 議事調査部
鈴木 毅氏